

調 達 公 告

制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成24年鳥取県告示第221号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について（最終改正：令和3年4月1日施行）。以下「一般的事項等告示」という。）に定める事項を承知の上、応募すること。

令和3年（2021年）8月25日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 理事長 高橋 紀子

発注工事	工事名	電子・有機素材研究所個別空調更新工事(第三期)			
	工事場所	電子・有機素材研究所(鳥取市若葉台南7丁目1-1)			
	工事の内容並びに構造及び規模	電子・有機素材研究所の一部個別空調の更新			
	工期	令和4年1月31日まで			
	発注工種	管工事			
	予定価格	32,098,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)			
	発注機関	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター			
入札参加者の条件	会社要件	単独・共同企業体の別	単独		
		本店所在地	東部区域		
		建設業許可	管工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可		
		入札参加資格(格付)	管工事(A級)		
		総合点数	-		
		総合評定値(P)	-		
		同種工事実績	-		
	技術者要件	設計業務の受託者	株式会社ティビィエム	住所	米子市目久美町34番地2
				電話	0859-22-0428
		配置技術者の専任の要否	専任を要しない。		
		配置技術者の資格	管工事業に係る主任技術者となることができる資格を有する者であること。		
		施工管理実績	-		
		現場代理人としての実績の認否	-		
		追加技術者に求める特定資格	-		
その他	-				
応募方法	提出場所及び様式の交付場所	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター電子・有機素材研究所	住所	鳥取市若葉台南7丁目1-1	
			電話	0857-38-6200	
	応募期間	令和3年8月25日(水)から令和3年9月9日(木)まで			
	質問提出期限	令和3年9月 1日(水) 午後5時まで			
	質問回答期限	令和3年9月 6日(月)			
	入札参加書類提出期限	令和3年9月 9日(木) 午後5時まで			
	入札参加資格有無回答期限	令和3年9月15日(水)			
	入札参加書類	1 一般的事項等告示様式のうち入札参加条件として必要な項目について記載すること。 2 その他、制限付一般競争入札参加申込書作成要領に記載する書類を提出すること。			
	持参書類	-			
提出部数	1部				
郵送等の可否	可(書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、応募期間中に到着したものに限り受け付ける。) ※ただし、入札書は開札場所に持参し、即時開札するものとする。				

入札 手続	入札方式	紙入札		
	入札・開札日時	令和3年9月21日(火) 午前10時00分から		
	入札場所	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター電子・有機素材研究所 第2会議室		
	入札保証金	開札日に有効な入札参加資格を保有している者に限り免除とする。		
	適用される制度	最低制限価格制度 ※鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領に準拠し、最低制限価格の設定は当センター独自の算定方法によるものとする。		
支払条件		-		
工事関係図書の閲覧場所	閲覧場所	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター電子・有機素材研究所	住所	鳥取市若葉台南7丁目1-1
			電話	0857-38-6200
	購入場所	株式会社ティエスピー	住所	鳥取市千代水1-70-1
			電話	0857-29-5222
問い合わせ先		地方独立行政法人鳥取県産業技術センター電子・有機素材研究所	住所	鳥取市若葉台南7丁目1-1
			電話	0857-38-6200
備考		<p>1. 代理人として入札させようとするときは、必ず委任状を提出すること。なお、当センターは鳥取県とは別組織の地方独立行政法人であるため、鳥取県に年間委任状を提出している場合でも、代理人による入札の場合には必ず委任状を提出すること。</p> <p>2. 開札後における事後審査時において、入札執行者が提出を求めた者のみ、入札参加申込時に添付できなかった書類又は不足書類を開札日の翌日(休日を除く。)の正午までに提出するものとする。</p> <p>3. 工事費内訳書については、鳥取県総務部工事費内訳書徴収要領によるものとし、同要領5(4)に該当するものは失格とする。</p> <p>4. 予定価格は消費税及び地方消費税の額を(10%)で算出している。</p> <p>5. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約申込み金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>		